

令和7年度 物価高対応・みやざき応援商品券事業事務実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた、宮崎市民に対して、臨時的な措置として実施する、物価高対応・みやざき応援商品券事業(国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用)に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、物価高対応・みやざき応援商品券(以下「応援券」という。)は、前条の目的を達するために、宮崎市(以下「市」という。)から第3条に定める支給対象者に対して配布される商品券をいう。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし、様式については、市長が別に定める。

- (1) 基準日 令和8年1月1日をいう。
- (2) 地域券 次のいずれもの要件を満たす店舗において利用できるものとする。
 - ア 宮崎県内に本店又は本社を有する事業者が営む店舗であること。
 - イ 宮崎市内に所在し、本事業の取扱店として登録された店舗であること。
- (3) 共通券 前号イの要件を満たす全ての登録店舗において利用できるものとする。
- (4) 申出書 第5条2項別記に定める者に係る市長が別に定める様式1号をいう。
- (5) 届出書 代理受領を希望する者に係る市長が別に定める様式2号をいう。
- (6) 取扱店舗 応援券を活用することができる店舗のことをいう。
- (7) 利用対象外商品等 応援券を利用して購入できない商品または取引をいい、その詳細は別表に定める。

(受給対象者)

第3条 応援券の受給対象者は、基準日において、市の住民基本台帳に記録されている者。

2 前号に定める者のほか、市長が特に必要と認める者。

(応援券の額)

第4条 前条の規定により受給対象者に対して配布する応援券の額面は、1人あたり7,000円(地域券2,000円、共通券5,000円)とする。

2 応援券の1枚あたりの額面は、1,000円とする。

(地位の承継等)

第5条 受給対象者が応援券を受け取る前に死亡した場合は、その権利は消滅する。

2 配偶者その他の親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記のとおりとする。

(支給の方式)

第6条 応援券は、基準日時点の世帯主に対し、基準日の世帯構成員一人あたり7,000円を乗じた額を、送付することとする。

(代理による受領)

第7条 前条の方式で受領できなかった者については、代理による受領を認めることとする。

2 代理受領については届出書内の委任事項確認後に当該商品券を渡すこととする。

(提出等の期限)

第8条 応援券の配布に係る届出等の受付開始日は、市長が別に定める日とする。

2 申出書の期限は、令和8年12月28日とする。この場合において、郵送によるものについては、令和8年12月1日消印のあるものまでを有効とする。

3 届出書の期限は、令和8年12月28日までとする。この場合において、郵送によるものについては、令和8年12月1日消印のあるものまでを有効とする。

(応援券の支給等に関する周知等)

第9条 市長は本事業の実施にあたり、受給対象者の要件、配布の方法等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(応援券の利用期間)

第10条 令和8年4月1日～令和8年12月31日までとする。

(利用対象外)

第10条の2 応援券は、別表に定める利用対象外商品等の購入に利用することができない。

(取扱店舗の登録等)

第11条 次の要件を満たすものが登録できることとする。

(1)宮崎市内に事業所・店舗等を有すること(風俗営業等の規制対象や公序良俗に反する営業を除く)。

(2)宮崎市税に滞納がないこと。

2 市長は、公示して取扱店舗を募集し、応募した取扱店舗を登録の上、当該取扱店舗に取扱店舗登録証明書を交付する。

(取扱店舗の責務)

第12条 取扱店舗は、事務取扱要項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)特定取引において応援券の利用を拒んではならないこと。

(2)応援券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと。

(3)市長と適切な連携体制を構築すること。

2 市長は、取扱店舗が前項の規定に反する行為を行ったときは、当該取扱店舗の登録を取り消すことができる。

(応援券の換金手続)

第13条 市長は、特定取引において応援券が利用された場合は、利用された応援券を有する取扱店舗に対し、その額面金額に相当する金銭を支払うものとする。

2 前項の場合において、取扱店舗は、市長が別に定める取次金融機関に、第11条第1項の規定により交付を受けた取扱店舗登録証明書を提示するとともに、令和9年1月15日までの特定取引において受け取った応援券を提出して、額面記載の金額での換金を令和9年1月18日までに申し出なければならない。

3 換金の方法は、取扱店舗の預金口座への振込による。

(応援券に関する周知等)

第14条 市長は、応援券交付事業の実施に当たり、交付対象者及び受取権者の要件、事業概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(権利の譲渡又は担保の禁止)

第15条 応援券の受領を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第16条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年2月19日から施行する。

別記(第5条関係)

1 配偶者その他の親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

(1) 以下に掲げる事例であって、かつ、(2)の申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合、当該申出を行った者(以下「申出者」という。)については、基準日時点で申出者が市に住民票が所在しない場合にも、当該申出者の応援券については、市から支給する。

① 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別にしている者(婦人相談所一時保護所(一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。))又は婦人保護施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族(配偶者を除く。以下同じ。)など、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別にしている入所者を含む。)及びその同伴者であって、基準日において市に住民票を移していない者

② 親族からの暴力等を理由とした避難事例で、親族からの暴力等を理由に避難している者が自宅には帰れない事情を抱えている者

(2) 申出者の満たすべき一定の要件は、次の①から④までに掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

① 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条に基づく接近禁止命令又は同法第10条の2に基づく退去等命令が出されていること。

② 女性相談支援センターによる「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」(親族からの暴力を理由に女性相談支援センター一時保護所又は女性自立支援施設に入所している者に女性相談支援センターにより発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。)が発行されていること。

なお、女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関(配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署)や行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体(婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体)が発行した確認書も、上記証明書と同様のものとして取扱う。

③ 基準日の翌日以降に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領(昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知)に基づく支援措置の対象となっているこ

と。

- ④ ①から③に掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められる場合

※ 女性自立支援施設に申出者が児童とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見禁止命令が発令されている場合など、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。

2 措置入所等児童の取扱い

基準日において、次の(1)から(6)までのいずれかに該当する児童(児童(基準日時点で満18歳に満たない者をいう。以下同じ。))及び児童以外の者(基準日時点で原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者(疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。))及び(6)における母子生活支援施設の入所者を含む。以下同じ。)については、市における支給対象者とする。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童(保護者(児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。(2)において同じ。))の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。)
- (2) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により入所措置が採られて同法第42条に規定する障害児入所施設(以下「障害児入所施設」という。)に入所し、若しくは同法第27条第2項の規定により同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関(以下「指定発達支援医療機関」という。)に入院し、又は同法第27条第1項第3号若しくは第27条の2第1項の規定により入所措置が採られて同法第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設(以下「乳児院等」という。)に入所している児童(当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、2月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。)
- (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条第2項若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第373号)第16条第1項第2号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。)又はのぞみの園(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。)に入所している児童(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。)
- (4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第30条第1項ただし書の規定により同法第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設若しくは同法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条に規定する婦人保護施設に入所している児童(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。)
- (5) 児童福祉法第25条の7第1項第3号の規定により同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業

等の実施について」により、入居している者に限る。)

(6) 児童福祉法第23条第1項の規定により同法第38条に規定する母子生活支援施設に入所している者(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。)

3 入所措置等が執られている障害者・高齢者の取扱い

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する「措置入所等障害者」及び「措置入所等高齢者」(以下「措置入所等障害者・高齢者」という。)であって、基準日において、市に住民基本台帳に記録されている者については、市における支給対象とする。ただし、市で入所等の措置を講じ、措置入所等担当課室から給付金担当課室に対して、施設所在市町村に住民票を移していない措置入所等障害者・高齢者に関する情報提供が行われた場合、当該措置入所等障害者・高齢者に支給する。

- (1) 「措置入所等障害者」とは、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条第1項若しくは第2項又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定による措置が執られている者(措置が執られている者には、措置施設入所者や措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者(成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人及び代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。)を含む。以下同じ。)(2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)
- (2) 「措置入所等高齢者」とは、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第10条の4第1項及び第11条第1項の規定による入所等の措置等が執られている者(2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)

4 ホームレス等の取扱い

居住が安定していない、いわゆるホームレスの方や事実上ネットカフェに寝泊まりしている方であって、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されていない者について、基準日の翌日以降、市において住民基本台帳に記録されたときは、市における支給対象者とする。

5 無戸籍者の取扱い

現に住民基本台帳に記録されていない者であって、自己又はその未成年の子等が無戸籍であると市に申し出た者について、無戸籍者として把握していることを市長が相当と認めるときは、市における支給対象とする。

別表(第2条、第10条の2関係)

応援券を利用することができない商品または取引は、以下のとおりとする。

分類	禁止事項	根拠(主な理由)
1. 換金性が高いもの	1. 現金との換金、金融機関への預け入れ。	資金決済法により、払い戻しを禁止しているため。
	3. ICカードなどの換金性の高いものへのチャージ。	換金、転売防止のため。
	4. 株式・先物・宝くじなどの金融商品。	投資・資産運用にあたるため、事業の対象外。

II. 事業趣旨に反するもの	5. 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場(一時預りを除く)等の不動産に関わる支払い。	不動産取引や賃貸契約は債務にあたるため(資金決済法で禁止される取引の例)。
	6. 事業活動に伴い利用する原材料、機器類及び仕入れ商品等の支払い。	支援の対象が消費者の家計支援に限定されているため。
	7. 通信販売による支払い。	地域経済の活性化という本事業の目的が達成されないため。
	8. パチンコ等遊興娯楽費の支払い。	公的な支援の趣旨に反するため(公序良俗・政策的判断)。
	9. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るものに関わる支払い。	公的な支援の趣旨に反するため(公序良俗・政策的判断)。
III. 公的支払い	10. 国や地方公共団体への支払い及び公共料金などの支払い(税金、電気、ガス、水道、電話料金等)。	地方自治体等の収入にあたるため。
IV. 法令により制限されるもの	11. たばこの購入に対する支払い。	たばこ事業法 第36条第1項により、定価以外での販売が禁止されているため。
V. その他	12. その他、宮崎市が指定するもの。	

(別紙様式1)

配偶者等からの暴力等を理由に避難している旨の申出書

宮崎市長 清山 知憲 殿

物価高対応・みやざき応援商品券の配付を受けるにあたり、下記のとおり、配偶者等からの暴力等を理由に避難している者であることを申し出ます。

なお、この申出にあたっては、確認のために必要な情報を関係機関に照会することについて、同意及び承諾します。

令和 年 月 日

フリガナ		生年月日	令和8年1月1日に 申出者及び同伴者が 居住している住所(未届)
氏名			
申出者		年 月 日	
同伴者		年 月 日	
同伴者		年 月 日	
同伴者		年 月 日	
同伴者		年 月 日	
配偶者等からの暴力を理由に避難 していることに関連して受けている 措置等の種類		1. 裁判所の保護命令 2. 女性相談支援センターによる証明書発行 3. その他、公的機関による証明書等	

※宮崎市記入欄

受付日	該当する事例	備考
	1. 裁判所の保護命令 2. 女性相談支援センターによる証明書発行 3. その他、公的機関による証明書等	

代理受領を希望する旨の届出書

宮崎市長 清山 知憲 殿

令和8年 月 日

物価高対応・みやざき応援商品券「以下「応援券」という。」の配付を受けるにあたり、下記のとおり委任を受けましたので、送付を希望します。

委任者 { _____ } は、応援券の受領を

※委任者は自署または記名押印をお願いします。

受領者

氏名	
住所	〒
連絡先	

に委任します。

※受領者は本人確認書類を添付してください。

【重要】代理受領の成立条件について（必ずご確認ください）

- ・代理受領は、「郵送された書類が、不達により市へ返送された場合」に限り実施します。
- ・申請後も、一度全ての世帯主様宛に発送されます（システムの都合上、特定の世帯のみ発送を止めることはできません）。
- ・世帯主様が直接郵便を受け取られた場合は、配布完了とみなし、本申請は「無効」となります。
- ・郵便が届かず市へ返送されたもののみ、4月以降に順次代理受領を行います。

郵便の返送が代理受領の必須条件であること、および配送状況により受取不可となる場合があることを了承します。（チェック必須）